

大槌町物品購入等競争入札参加資格審査申請の手引き

1. 申請の対象となる契約

物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約

2. 申請が可能な方

申請ができる方は、次の各号のいずれにも該当しない方です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 営業に関し許認可等を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
- (3) 政令第167条の4第2項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (5) 次に掲げる者に該当する者
 - ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
 - エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者
 - オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

3. 競争入札参加資格の有効期間

令和6年7月1日から1年間（令和7年6月30日まで）です。

4. 申請書の提出について

(1) 提出方法

郵送、宅配便又は持参のいずれかの方法で提出してください。

《郵送時の送付先》

〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号 大槌町企画財政課財政管財班

(2) 提出期間

令和6年2月1日から令和6年2月29日

(持参の場合は、9時から17時までの間にお願いします。)

(3) 提出書類

以下の書類を提出するようお願いします。(ファイル閉じは必要ありません。)

No.	書類名称	備考	区分
①	物品購入等入札参加資格申請書		必須
②	物品購入等入札参加資格申請調書		必須
③	商業登記事項証明書(法人)または営業証明書(個人)【写し可】	・3ヶ月以内に発行されたものに限り ・コピーしたものも認めます。	必須
④	納税証明書【写し可】	法人の場合：国税(法人税並びに消費税及び地方消費税)(その3の3) 個人の場合：国税(所得税並びに消費税及び地方消費税)(その3の2) ※直近1年分の未納税額がないことの証明	必須
⑤	印鑑証明書【写し可】		必須
⑥	使用印鑑届	印鑑証明された印鑑以外で各種手続きをする場合に添付	
⑦	期間委任状	期間委任代理人を設定する場合に提出してください。※支店長等名義で事務手続きする場合は提出してください。	
⑧	県内営業所一覧表	大槌町内に本社が有る場合、本社の他に営業所がない場合作成は不要です。	
⑨	返信用の「封筒」「ハガキ」	【受領確認を希望する場合必要】 ①写しへの押印を希望する場合には、写しを同封すること。 ②表には返信先の住所・氏名を記載すること。 ③封筒の場合、切手・両面テープを貼付けること。	

5. 審査結果について

審査結果は令和6年7月1日前後にホームページに公開します。個別に審査結果をお送りすることはありません。